

特集

障がいのある方たちを地域で支える

・障がい児・者を取り巻く制度動向・障がいのある方の人権・

・【事例紹介】

愛知県 豊川市一宮地区

連載

information

令和4年12月は一斉改選 民児協として取り組むこと

・こども家庭庁をめぐる動向と全民児連の取り組み

・令和4年度 全国民生委員児童委員連合会 事業計画および予算概要
・令和4年度 全国民生委員互助共励事業 事業計画および予算概要

・令和3年度 秋の叙勲・褒章受章者のご紹介

全民児連の動き

・令和4年度 民生委員・児童委員の日 活動強化週間

障がいのある方たちを地域で支える

平成25（2013）年の障害者総合支援法の成立以降、障がいの有無にかかわらず、すべての人びとが互いを尊重し、支え合って生活する「共生社会」づくりがすすめられています。

障がい児・者の権利擁護に関する法・制度を中心に障がい児・者をとりまく制度動向について解説するとともに、民児協と障がいのある方との交流事例を紹介し、障がいのある方たちを地域で支える取り組みについて考えます。

障がい児・者を取り巻く制度動向～障がいのある方の人権～

筑波大学 人間系 教授 小澤 温
(令和3年度全国民生委員児童委員リーダー研修会 講義より／文責：全民児連)

1. 障害者権利条約の批准の歩み

はじめに、障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）の批准と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）の改正に至る歩みをお話しします。

障害者権利条約は、国連では平成18（2006）年に総会で承認されていますが、日本政府が批准（＝条約締結）したのは平成26（2014）年1月でした。

障害者権利条約の批准に向けては国内の法律や制度を整えなければならず、平成22（2010）年内閣府に障がい者制度改革改

革推進会議が設置され、検討が始まりました。そこで国内の法律との整合性の点検作業が行われ、最初に検討され、提案、提言が行われたのが、障害者基本法の改正です。平成23（2011）年8月に、現行の障害者基本法に改正されました。それがこの流れの中の大きな柱のひとつです。詳細は後段で説明します。

もうひとつの柱は障害者総合支援法です。これは、障がい者福祉に関して一番重要な法律です。以前は障害者自立支援法という法律がありましたが、検討すべき事項が大多かつたので、障がい者制度改革改

2. 障害者権利条約の特徴

それだけ批准に時間がかかった障害者権利条約の特徴を説明します。条文を表1に示しました。日本政府が訳した公定訳の条文を使っていますので、わかりにくい表現ですが、一般に引用されるものですのでそれを用いています。

議の総合福祉部会という作業部会で『障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言』（骨格提言）が平成23年8月にまとめられました。これを受け法改正され、障害者総合支援法として成立。さらに改正を経て平成25（2013）年度から施行されている現行の障害者総合支援法になりました。

同じく平成25年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）の制定、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）や障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正が行われ、国内の法律の整合性が大体取れたと判断し、平成26年1月に日本政府は障害者権利条約に批准したという経緯です。

批准の1か月後、平成26年2月に発効となり、国内でも障害者権利条約の条文や考え方を根拠として使うことができるようになりました。

障が生じたり、社会に完全かつ効果的に参
いは物理的な環境をとおしてさまざまな支

障害者権利条約の特徴

- ・第1条 目的：障がいの社会モデル

「（前略）長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基盤として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者（後略）」

- ・第2条 定義

「意思疎通」：「言語」として「手話その他の形態の非音声言語」を含む。

「障害に基づく差別」：「障害に基づくあらゆる差別、排除又は制限」。合理的配慮の否定も含む。

「合理的配慮」：「障害者が他の者との平等を基礎として（中略）必要かつ適切な変更及び調整」で、かつ「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」。

「ユニバーサルデザイン」：「最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計」。

表Ⅰ 障害者権利条約の特徴

(筆者作成)

加することが難しい状況が生まれたりしたことです。

これまではどちらかというと身体的あるいは機能的な障がいなど医学的な症状や機能に着目した障がいの考え方（医学モデル）が重視されてきましたが、障害者権利条約ではそれ以上に社会的な環境や周りの環境に重点が置かれた定義に変わっています。これが一番大きな特徴です。

第2条には、ふたつめの特徴である合理的配慮という考え方方が示されています。合理的配慮は、「障害者が他の者との平等を基礎」として「必要かつ適切な変更及び調整」で、「均衡を失した又は過度な負担を課さないもの」です。

例えば、どなたでも利用ができますと呼びかけたが、段差などへの配慮がなく、結果的に車いすの方は利用ができなかつたとします。これを合理的配慮の不提供であり、差別と考えるということです。

従来の差別は、「こういう障がいがある人は利用できません」など、意識的に行われた場合をさすことがほとんどでした。障害者権利条約では、そういった意識はなく、完全かつ効果的に参加することを妨げ得るもの「を有する者」とあります。回りくどい表現ですが、これは社会的な環境、あるいは物理的な環境をとおしてさまざまな支

てはいるとも考えください。

続いて障害者権利条約の批准に向けた基盤づくりとして行われた条約の制定、法律の改正についていくつか説明します。

3. 権利擁護に関連する法・制度の展開

(1) 障害者基本法の改正

まず障害者基本法の改正の特徴を簡単に

お話しします。

1点めに障がい者の定義の見直しです。もともとの医学モデルの考え方から、障害者権利条約の特徴にもある社会モデルを踏まえた条文に一部切り替わりました。「医学モデルから社会モデルへの転換の第一歩」と考えています。

2点めに地域社会での共生を非常に強調しています。今では共生社会をめざすことが福祉政策の大きな柱になっていますが、障害者基本法の改正がスタートと言つてしまかもしれません。地域生活の重視、そして、地域生活の権利という点をこれまでの法律以上に前進させているのが障害者基本法の改正だと思います。

3点めに差別の禁止です。これは、障害者基本法に書かれ、具体的な施策は障害者差別解消法ですすめることとなりました。その他、国際的協調や国民の理解、責務、あるいは、障害者政策委員会に関するもの、

より具体的に、そして、より中身が強化されました。

(2) 障害者差別解消法

次に、障害者差別解消法の制度化に関して説明します。これはもともと障害者基本法第4条が根拠となつていて、差別を解消するための措置として大きな柱がふたつあります。

ひとつは「差別的取り扱いの禁止」です。

これは「こういう障がいの方は利用できません」あるいは、「こういう条件のある方は利用できません」といった、直接的差別の内容です。これに関しては、国、地方公共団体等と民間事業者のいずれも差別禁止が法的義務とされています。

もうひとつは「合理的配慮の不提供の禁止」です。

法律ができた時には、国、地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務とされており、扱いが異なっていました。法的義務と努力義務は大きく違い、努力義務の場合は「努力したけれどもできない」ことが認められます。法的義務の場合は認められませんので、ずっと効力が強いのです。令和3（2021）年5月には、国、地方公共団体に加え、民間事業者も法的義務になるという大きな法改正がなされました。職員の対応要領やガイドラインなどの策定が具体的な対応として示されています。

また、差別を解消するための支援措置として、大きな課題となつている紛争解決や相談のための体制整備を行うことや、地域連携のための障害者差別解消支援地域協議会の設置があります。協議会は現在ほぼすべての都道府県で整備済みですが、市町村は未整備のところもあると聞いています。この法律では原則設置し、さまざまな差別に連携して取り組むことを定めています。

それ以外にも、啓発活動の実施、差別例や差別を解消した工夫例の情報提供などが示されています。

(3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

3つめは、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」）の制度化（平成23年6月成立）です。当時すでに児童や高齢者の虐待防止に関する法律がありましたが障がい者に虐待の防止法はなく、この法律でほぼ全世代の虐待防止法が成立したこととなりました。障害者虐待防止法における虐待の定義や類型は、他の虐待防止法とほぼ同じですが、特徴として「使用者による虐待」というものがあります。

障がい者虐待は3種類あり、ひとつめは「養護者による虐待」です。これは家庭内虐待と言つてよいかと思います。次に「障

害者福祉施設従事者等による虐待」。これは施設内虐待と呼ばれるものです。このふたつはいずれも児童や高齢者の虐待防止に関する法律にもあります。

3つめが、「使用者による虐待」。雇用の場、就労の場での虐待です。これは児童や高齢者の領域には及んでいない考え方ですが、障がい領域では非常に重要です。仕組みも少し違つており、虐待発見時の通報先が市町村や都道府県ということは同じですが、労働の場での虐待なので、その後に労働関係部局が行政として関わるという非常に大きな特徴です。

民生委員・児童委員の皆さんには、児童も障がいもそして高齢も、すべての分野で虐待防止法があると知つておいていただくとよいと思います。

4. 障害特性と合理的配慮

最後に、合理的配慮についてご説明します。皆さんはいろいろな障がいがある方があると出会つて悩まることがあると思います。平成30（2018）年に東京都保健福祉局が『東京都障害者差別解消法ハンドブック』をつくりました。外から見てわりにくい障がいが、一番悩みが多いと思いますので、具体的好事例を一部紹介します。

失語症の方と出会ったとき、「この方はなんで話しかけてくれないのか」とか「いつたい何を待つていてるのか」とライラしてしまいやすいです。そのため、好事例のとおり、わかつた段階で具体的に物を見せたり、示したりしながら意思確認を見ることが、非常に大事なポイントです。

高次脳機能障害は、周りの理解が十分ないところが、非常に大事なポイントです。
解しておくるとよいと思います。

好事例のとおり、失語症の方と同様、確認をして、メモを取ることが大切です。トラブルのもとになりやすいので、周囲が理

(1) 失語症
最初に、話すことの障がい、「失語症」です。失語症は、脳卒中の後遺症やそのほかさまざまな原因で起こります。

好事例 話すことの障害（失語症）

失語症（発語がうまくできない）のDさんが、買い物に行きましたが、自分の欲しいものを探すことができませんでした。店員にどこにあるのか尋ねようとしたが、欲しいものをうまく伝えられず、時間が経過するばかりでした。

- 店員は、Dさんが言葉をうまく話せないことが分かったため、「食べ物」「飲み物」「日用品」等、徐々に目的を絞って確認していくところ、Dさんの欲しいものが判明し購入することができました。

「東京都障害者差別解消法ハンドブック」（東京都福祉保健局）

55 頁 好事例 5

表2 好事例 話すことの障害（失語症）

(2) 高次脳機能障害
次は、高次脳機能障害です。交通事故等で頭を強く打った場合や、脳卒中、脳の手術の後遺症など、高次脳機能障害の方は多いので、出会う機会もあると思います。

好事例 メモを活用して行き違いを防止（高次脳機能障害）

高次脳機能障害のEさんに、「先ほど伝えたことを忘れて勝手な行動をしている」と注意したところ、「聞いていなかった、知らない」と逆に怒り出していました。Eさんは普段、難しい言葉を使ったり、以前のことをよく覚えている方なので、高次脳機能障害の特性を知らない周囲の人は、Eさんはいい加減な人だと腹を立て、人間関係が悪化してしまいました。

- 高次脳機能障害の方は、受傷前の知識や経験を覚えている場合が多いが、直近のことを忘れてしまいがちであるという説明を受け、周囲の人は、障害の特性であることを理解することができました。また、口頭で伝えたことは言った、言わないとトラブルのもとになりやすいので、メモに書いてもらい、双方で確認するようにしたら、トラブルが起きなくなりました。

「東京都障害者差別解消法ハンドブック」（東京都福祉保健局）

57 頁 好事例 6

表3 好事例 メモを活用して行き違いを防止（高次脳機能障害）

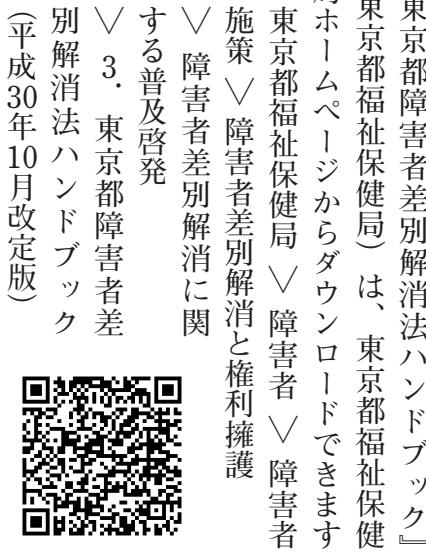
(3) ヘルプカード
最後にヘルプカードです。電車やバスで見かけることがあります。ヘルプカードの中面には、本人がさまざまな障がいに関する特性などを記載しています。わからないことがあれば、本人に聞きヘルプカードに沿って対応するとよいと思います。

（ヘルプマーク）




「東京都障害者差別解消法ハンドブック」
(東京都福祉保健局) 69 頁

表4 ヘルプカード



障がい者と地域の架け橋を！

愛知県 豊川市一宮地区民児協 会長 小嶋 雅文

なく、グラウンドゴルフ愛好会など地域のボランティアグループにも声掛けして行いました。

1.はじめに

豊川市は愛知県の南東部にあり、日本三大稻荷のひとつである豊川稻荷があり、年間約500万人の参拝客でにぎわっています。

人口は現在18万6554人（令和3年「2021」年4月）です。高齢化率は、豊川市全体では26%ですが、私が住む一宮地区は少し高くて、全国平均（29・1%）に近い約28%です。そして一宮地区には5つの障がい者施設があります。

今回、そのうちのひとつ、「愛厚希全の里」と一宮地区民児協（以下、本民児協）の交流について紹介します。愛厚希全の里は、昭和41（1966）年の設置で、今年で55年めとなる施設です。私が高校生のころに設置されたとても長い歴史のある施設で、当時、休日には入所者が車いすで外出しているのをよく見かけたことを思い出します。私にとつても、障がい者の存在を地域で身近に感じることができた施設です。令和3年度は171人の入所者と116人の職員がいらっしゃいます。

2.一宮地区民児協について

本民児協は24人の民生委員・児童委員（地区担当委員21人、主任児童委員3人）で活動しています。「企画部会」「高齢者福祉部会」「児童福祉部会」「生活支援部会」「障がい者福祉部会」の5部会があり、すべての委員がいずれかに属して部会活動も行っています。各部会で年度末に反省会を行っており、問題点や課題を話しあい、次年度の活動計画に活かしています。

障がいのある人との交流の取り組みを紹介します。ただ、コロナ禍によって、障がい者施設との交流は施設側の希望もあって制限されており、令和元（2019）年度までの本民児協の取り組みの紹介となりますが、本民児協の「生活支援部会」と「障がい者福祉部会」は、障がい者との交流や隣住民への啓発活動、障がいを理由とする差別の解消、障がい者の自立支援を目的に活動しています。

特に愛厚希全の里との交流では、芝生や生け垣の刈り込みや除草作業などの環境整備に協力しています。これは民児協だけで

す。内容は入所者の避難介助や救助訓練、初期消火訓練、火災避難訓練に参加・協力し避難経路の説明などを行つたほか、防災食の試食会や調理の協力もしました。

また、愛厚希全の里の大きな行事である「希全祭」にも積極的に関わり、事前準備の際の会場清掃や入所者の介助補助、食品などのチケット制出展ブースで販売係などをしています。民児協だけでなく、地域のいろいろなグループが参加・協力し、特設ステージで和太鼓の演奏やパフォーマンスもしています。入所者およびその保護者、



施設でのお祭り「希全祭」では販売係などを行う

また、近隣のいろいろな団体の方が参加して、お祭りを盛り上げています。

「希全の里」以外にも地区内にある障がい者施設のお祭りにも参加・協力しています。

祭りに参加・協力した人は、障がい者の介助補助やコミュニケーションを図ることを通じて、私自身も含め、障がい者やそのご家族を理解する機会になつたと思います。

3. 民児協発の障がい者サロン活動

障がい者との関係を築いていくうえで、民生委員・児童委員がどのような役割を果たせるかを、「障がい者福祉部会」と「生活支援部会」を中心に検討しています。先ほどの障がい者施設との交流では、まずは障がい者を身近に感じて、理解するということを念頭に、各種行事に積極的に参加してきました。ただ、それだけでは不十分だと思い、障害者差別解消法についても勉強しようと、令和3年度は、本民児協の定例会に市役所の障がい担当部局の方に来ていただき、研修会を開きました。

障がい者との交流会は、今まで障がい者施設に訪問して体験するかたちをとつてきましたが、新たに本民児協主催の活動ができるいかと考え、令和元年度から関係機関および障がい者施設と協議し、障がい者サロン活動「ひなた峠茶屋」を立ちあげま

した。

第1回が12月でしたので、クリスマスソングやツリーなどの装飾でクリスマス会のような雰囲気で会を催すことができました。障がい者だけでなく、高齢者や子どもたち、地域の住民にも参加を呼びかけ、障がい者施設からの5人を含め40人を超える参加がありました。

4. 今後の課題

今後の課題は、(1)コロナ禍における障がい者施設との交流、(2)啓発活動をどのように工夫して行うか、(3)ボランティア活動者の高齢化と若年層の取り込み、(4)災害時ににおける地域の障がい児・者の情報共有の4点です。

1点めのコロナ禍における障がい者施設との交流は、この2年間の課題です。障がい者施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止を考えると、どうしても外部との交流ができない状況が続いている。早く、またこれまでのようになる状況になることを願つてやみません。

2点めの啓発活動は、障がい者への理解をより一層深めるために、地域のボランティアグループなどと積極的に関わりをもち、そこから地域全体に広げることを考えています。

最後は災害時における地域の障がい児・者の情報共有です。高齢者の避難行動要支援者への対応はある程度情報共有ができるのですが、障がい者の情報がまだ十分とはいえません。今後、行政機関や自主防災組織との意見交換を深めるなかで、情報共有できることを願っています。私たちは障がいの有無による分け隔てのない社会をつくり、相互に人格と個性を尊重し共生する社会をめざして、これから民児協活動をしたいと思っています。



障がい者サロン活動「ひなた峠茶屋」での活動の様子

令和4年12月は一斉改選 民児協として取り組むこと

なりでの確保に向けて 市町村と協議すべきこと

第1回

民生委員・児童委員（以下、民生委員）の任期は、民生委員法第10条において3年間と定められており、本年12月が3年に1度の一斉改選にあたります。すでに準備をすすめてい民児協もあると思いますが、一斉改選に際しては、市町村との調整や協議が重要です。本号では、一斉改選の現状を把握し、一斉改選に向けた民児協としての市町村等との協議や連携のポイントを考えます。

1. 近年の一斉改選をめぐる動向

令和元（2019）年12月の一斉改選の状況は図1のとおりです。

	平成28年12月一斉改選（前回）
定数	238,352人
委嘱数	229,541人
充足率	96.3%
新任委員	72,578人（31.6%）
委嘱数に対する新任委員の割合	31.6%

（全民児連作成）

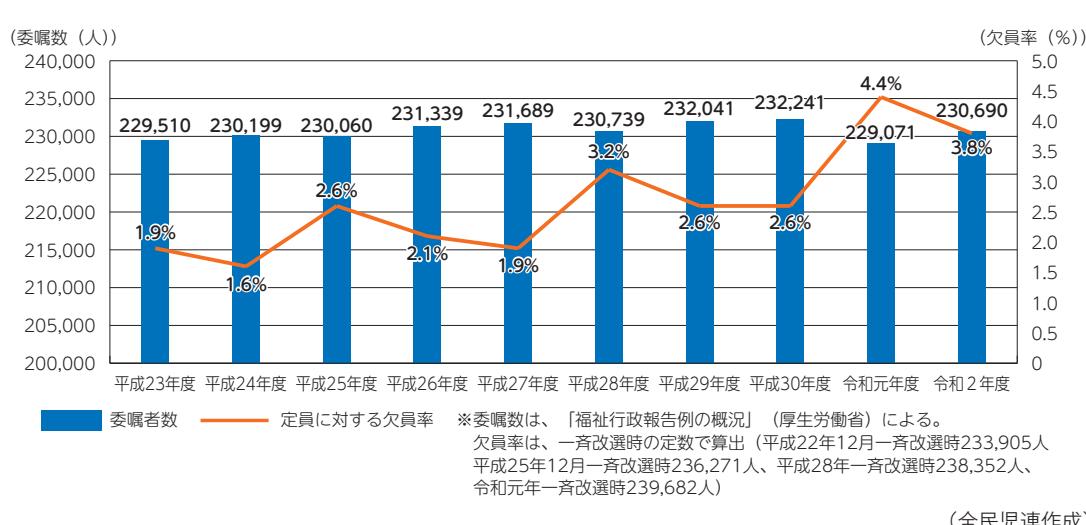
図1 令和元（2019）年 一斉改選の状況

平成28（2016）年の一斉改選と比べて委員定数は1330人増加した一方で、委嘱数は1335人減少。欠員率は3.7%（充足率96.3%）から4.8%（充足率95.2%）に上昇しました。

図2は、過去10年間の年度末ごとの委嘱者数と一斉改選期の定数に対する欠員率をまとめたグラフです。

令和元年の一斉改選以降も委員の委嘱が行われ、令和2年度末には23万690人で一斉改選時から2484人増え、欠員率も3.8%（充足率96.2%）となりました。10年間の推移をみると委嘱数はほぼ横ばいで、定数増を埋めることができない状況が続いていることがわかります。

また、近年の一斉改選の特徴は、委員総数の約3分の1、7万人以上が新任という傾向



めの委員が約33%、2期めの委員が約24%であり、2期めまでの委員で6割近くを占める結果となっています。欠員数や新任委員の割合は、各地域でかなり差がありますが、なりて確保に苦心していることが伺われます。

2.なりて確保に向けた課題～令和2年度文京学院大学による調査から～

本誌No.220（令和3年6月発行）掲載の令和2年度に文京学院大学が厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を受けて実施した「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究」（委員長 中島修教授。以下、なりて調査）では、

行政（市区町村全数）と民生委員（14市町村、2081人）を対象にアンケート調査を実施しています。

この結果をみると、市区町村アンケートでは、令和元年12月の一斉改選の候補者推薦は「非常に困難だった」（34・4%）と「どちらかといえば困難だった」（34・0%）を合わせると、約7割がなりて確保に課題を感じています。そしてその解決に効果があつた取り組みとして、「新任委員の活動フォロー・相談体制づくり」「活動内容を十分理解した現役委員・OBに対する適任者の推薦依頼」「行政からのきめ細かな依頼・説明」「年齢要

件の緩和」などがあげられています。

一方、民生委員からは、なりて確保の課題解決に向けて効果が高い取り組みとして「新任委員の活動フォロー・相談体制づくり」「候補者への適切な説明」「行政・関係機関等の充て職依頼の削減、会費や寄附の協力を求めるための戸別訪問業務の削減」「地区割の見直し、定員増等による担当世帯数の適正化（複数担当制の導入など）」があげされました。

3.行政との連携や協議のポイント

これらの現状を踏まえ、一斉改選に向けた市町村との連携や協議のポイントを、以下のとおり整理しました。

(1) 地区割・定員数を含めた活動環境の整備についての協議

委員活動は3年ごとの一斉改選が節目です。民児協として、これを機に、委員活動の負担軽減や区割りや定数の見直し、働きながら活動できる環境づくりなど、日ごろの委員活動で課題となっていることを委員相互で、そして市町村とも共有し、ひとつでもふたつでも改善につながるよう取り組むことが考えられます。委員の立場から環境改善がすすむことで、再任を考える委員も生まれるのではないかでしょう。

(2) さまざまな関係団体へのたらきかけ
なりて調査の市区町村アンケート結果では、

委員の推薦母体は、自治会・町内会（81・7%）、民生委員・児童委員（40・2%）となっています。民生委員のなりての問題を地域の課題として地域の関係機関にも共有し、多様なルートから委員にふさわしい方が推薦されるような取り組みにすることが大事です。推薦委員会や推薦準備委員会のメンバー構成を見直すことも考えられます。

(3) 委員活動を具体的に知つてもいい

なりて調査によると市町村も民生委員も共通して、委員活動を具体的に知つてもらうことがなりて確保に効果があるとしています。当面は、民生委員自らが候補者等に委員活動を説明すること、そのときにやりがいや楽しき、学びなどを合わせて伝えることが大事でしょう。また改選期であるかどうかを問わず、市町村とも連携し、委員活動を知つてもらう機会づくりを意識することが大事です。

(4) 新任委員の研修に向けた準備

今期は、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりなかなか思いどおりの活動ができなかつた民児協が大半だつたと思います。現在1期めで来期に再任される委員のフォローも含めて、新任委員へのきめ細かな研修や支援の方法をいまのうちから市町村とも協議し、準備しておきましょう。

「こども家庭庁をめぐる 動向と全民児連の取り組み」

△ 本会の国への働きかけで、厚生労働大臣による委員の委嘱・指名を継続、2省庁間の連携規定が法定化される見込み△（令和4年2月25日現在の情報をもとに整理していますのでご留意ください。）

1. こども家庭庁設置をめぐる動向

(1) こども家庭庁の概要

△ こども家庭庁は、子どもの最善の利益を第一に、子どもに関する取り組み・政策をわが国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会づくり」をめざすものとしています。設置は令和5（2023）年度の4月1日とされ、内閣府（責任者は内閣総理大臣）の外局として、専任閣僚（担当大臣）と長官を置き、専任閣僚には、各省大臣に対する勧告権等が付与されます。

(2) 体制と役割

△ こども家庭庁の体制は、現在の厚生労働省子ども家庭局と内閣府子ども・子育て本部などを統合するかたちになる見込みであり、「企画立案・総合調整部門」「成育部門」「支援部門」の3つの部局のもと、児童虐待防止、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援などを含む子どもや子育て支援に強くはたらきかけています。

にかかる施策を広く担います。教育（小学校等）については文部科学省の下でこれまでおり充実を図り、両省庁が密接に連携するものとしています。

(3) こども家庭庁と児童委員制度

△ こども家庭庁の設置により、児童委員制度を規定する児童福祉法の所管はこども家庭庁に移管され、現在、その事務を担当する厚生労働省子ども家庭局は廃止となります。よって、こども家庭庁設置後は、児童委員制度をこども家庭庁が所管するとされています。

2. 本会としての考え方と具体的取り組み

△ 不可分一体の民生委員・児童委員制度の継続を厚生労働省等に強く要望△

(1) こども家庭庁設置に対する本会の考え方
△ 全民児連では、こども家庭庁の設置で、子育て支援や虐待予防などの施策が拡充されるものとして期待を寄せています。

一方、民生委員・児童委員活動は、民生委員法と児童福祉法のふたつの制度に基づきますが、厚生労働大臣の委嘱・指名のものと不可分一体の活動を展開し、長年にわたり世帯・家庭の支援、地域支援の視点で活動を蓄積してきました。本会は、こども家庭の設置後も不可分一体の活動が継続できる制度運用を図るよう、厚生労働省や国に強くはたらきかけています。

(2) 本会の取り組み

○ 令和3年12月2日、本会正副会長は厚生労働省から「こども家庭庁設置に伴い児童委員制度を移管する」旨の説明をはじめて受けました。本会として、「児童委員制度の所管がこども家庭庁になった場合、委員の委嘱および主任児童委員の指名など活動の根幹となる制度運用が2省庁に分かれ、不可分一体の活動に大きな支障や混乱を招く」懸念がある旨を強く訴えました。

○ しかし、厚生労働省からその懸念を解消するための対応が示されず、臨時理事会（12月9日）、緊急評議員会（12月15日）を開催し、「現行制度の堅持」の要望を決議しました。全国約1万人の単位児童協会長の署名運動の実施も視野に、正副会長を中心として強く関係省庁や関係国会議員への要望活動を展開しました。

○ 12月21日、こども家庭庁設置に向けた基本方針（こども政策の新たな推進体制に関する基本方針）が閣議決定され、厚生労働省からは、不可分一体の委員活動を確保するための制度対応を図る旨の説明がありました。本会は厚生労働省に、児童委員制度移管の説明からわずか2週間余りでの閣議決定に対する強い遺憾の意を示しました。

○ 令和4年1月7日には、厚生労働省の申

し出を受け、古賀篤厚生労働副大臣と本会正副会長（得能会長、寺田副会長）が面会しました。古賀副大臣から「子ども家庭庁に関する説明や対応が遅くなつたことを率直にお詫びする」との発言があり、さらに以下のようない制度対応を行う旨の説明を受けました。

・こども家庭庁の設置により児童委員制度の所管はこども家庭庁に移管されるが、民生委員・児童委員の不可分一体の活動が確保されるよう、今国会に上程することも家庭庁設置にかかる児童福祉法改正案は、以下の内容となるよう調整している。

①こども家庭庁設置後も民生委員・児童委員の委嘱および主任児童委員の指名はこれまでどおり厚生労働大臣が行う。

②民生委員・児童委員制度の運用にあたつて、厚生労働省とこども家庭庁が連携・協力する規定を法律に盛り込む。

・こども家庭庁設置後も民生委員・児童委員に関する制度運営は、引き続き厚生労働省（社会・援護局地域福祉課）が主体となつて、こども家庭庁と連携して一体的に行うよう調整する。

◎1月14日に本会は臨時理事会を開催し、当面の対応を協議。児童委員制度はこど



古賀篤厚生労働副大臣との面会
(左) 得能会長、(中央) 古賀副大臣、
(右) 寺田副会長
(令和4年1月7日、厚生労働省古賀副大臣室にて)

も家庭庁創設に係る民生委員・児童委員制度の運用について「民生委員法と児童福祉法を所管する役所が分かれることになつても、民生委員・児童委員の一体的な運用を維持していくため、民生委員・児童委員の委嘱や主任児童委員の指名は厚生労働大臣が行えるよう、また、制度運用上の連携・協力を担保できるよう、法制的に調整中である」と都道府県等の自治体に説明をしました。あたりまえのような内容ですが、上述の本会の取り組みがあつたからこそ上がつた成果であると言えます。

こども家庭庁の設置のための関係法案は、も家庭庁に移管されることとなつたが、厚生労働省から上記の制度対応を図る旨の説明があつたことを受け、当面、こども家庭庁や民生委員・児童委員制度にかかる厚生労働省や国の対応、今後の動向を注視・検証し、必要があれば制度要望等を強く行うこととしました。さらに、厚生労働大臣に対し、厚生労働省とこども家庭庁、本会の三者で委員活動の課題や対応を協議する場を常置するなど、一體的な制度運営を図ることについて、1月25日付で要望書を提出しました。

本会では、引き続き動向を把握し、各都道府県・指定都市民児協とも情報共有や連携を図り、こども家庭庁設置後も民生委員・児童委員が地域住民の立場でよりよい活動ができるよう、引き続き厚生労働省等との折衝や調整を図つてまいります。皆さまのご理解とご支援をお願いいたします。

(3) 今後に向けて

「全国厚生労働関係部局長会議」で、こども家庭庁設置後も厚生労働省が開催した令和4年1月に厚生労働省が開催した

令和4年度 全国民生委員児童委員連合会 事業計画および予算概要

令和3年度第4回評議員会において承認された令和4年度事業計画・予算の概要を報告します。

I. 情勢認識および活動の重点

1. 情勢認識

新型コロナウイルスによる外出自粛等で児童虐待や貧困、ひきこもり、ヤングケアラーなど、住民がかかえる福祉課題が一層複雑化・多様化しました。しかし、こうした状況でも民生委員・児童委員（以下、民生委員）は、電話訪問など対面以外で住民との交流を模索するとともに、民児協運営では都道府県や市区町村圏域でのWeb会議導入も着実にすすんでいます。

もに、民生委員の活動環境整備をさらにすめることができます。令和3年5月の災害対策基本法改正や、令和5年度のこども家庭庁設置など、民生委員を取り巻く環境が児童委員活動が築き上げた環境の整備に家庭庁設置など、民生委員を取り巻く環境がめまぐるしく変わるなかで、持続可能な民生委員制度、民生委員活動を考えることが重要となっています。

2. 活動の重点

こうした情勢を踏まえ、令和4年度の全民児童連事業は、以下の3点を重点として活動に取り組みます。

また、こども家庭庁設置への対応など、国の施策等の大きな動きには、上記の活動重点に限らず組織対応を行います。

【重点1】 委員制度・活動のより良い環境づくり

- ・民生委員・児童委員活動の取り組みの推進と環境整備

（担当部会＝地域福祉推進部会、総務部）

また、本年12月は一斉改選です。全国的に「なりて確保」が課題とされ、民生委員制度やその活動を広く社会に周知することで、包括的な支援体制づくりがすすむことが期待されます。

- ・児童委員、主任児童委員活動のアピールと理解づくり
- （担当部会＝児童委員活動推進部会）
- （1）こども家庭庁設置後も、児童委員、主任

会、広報・研修部会）

- (1) 地域共生社会づくりに向け、民生委員・児童委員活動が築き上げた環境の整備に向けた要望活動の実施
- (2) 民児協実態調査実施に向けた準備
- (3) 一斉改選に向けた冊子の発行、機関紙等を通じた情報提供、永年勤続退任表彰等の実施

- 【重点2】 持続可能な委員制度・委員活動を考える
- ・「民生委員制度創設100周年活動強化方策」の推進
 - （担当部会＝地域福祉推進部会）
 - (1) 「地域版活動強化方策」の計画的・組織的な取り組みの一層の支援
 - (2) 100周年活動強化方策に基づく取り組み中間年として、振り返りの実施

児童委員活動が民生委員活動と不可分一体の活動として円滑に行われるよう、課題を検討・整理する。

- (2) 令和3年度より実施している子どもの権利に関する資料・広報ツールの活用の効果や方法、児童委員、主任児童委員活動の環境整備について継続して検討する。
- (3) 児童委員、主任児童委員向けの研修や資料提供を通じて、子どもの権利を守るための取り組みを推進する。

【重点3】委員活動への理解となりてのすそ野を広げる

- ・民生委員・児童委員制度の理解促進と普及啓発

(担当部会)=広報・研修部会

- (1) 一斉改選に向けて、民生委員・児童委員PRグッズの作成・頒布等による全国各地の広報活動の支援と、「ACジャパン支援キヤンペーン」やインターネット広告等による全国段階での広報の展開を行う。
- (2) これまでの広報活動の効果検証や、今後員・児童委員の意識調査を実施する。

III. 各部会・委員会の取り組み

1. 各部会・委員会

(1) 総務部会

① 令和4年度第91回全国民生委員児童委員大会の開催

令和4年10月19日（水）～20日（木）

に愛知県名古屋市（「名古屋国際会議場」予定）で開催する全国大会に向けて準備

を行う。

② 持続可能な全国大会のあり方の検討

コロナ禍やICT環境の変化、収支面などを踏まえ、今後の長きにわたって持

重点1	委員制度・活動のより良い環境づくり
	・民生委員・児童委員活動の取り組みの推進と環境整備
重点2	持続可能な委員制度・委員活動を考える
	・「民生委員制度創設100周年活動強化方策」の推進
重点3	・児童委員、主任児童委員活動のアピールと理解づくり
	委員活動への理解となりてのすそ野を広げる
	・民生委員・児童委員制度の理解促進と普及啓発

(2) 地域福祉推進部会

① 民生委員・児童委員活動の充実と活動環境整備

ア、民児協実態調査準備委員会を開催し、市区町村民児協活動実態調査を実施する。併せて令和5年度の単位民児協活動実態調査の実施に向けて、検討を行う。

イ、新型コロナウイルスの感染拡大時にもSNSの活用やオンライン会議が有効だったことを踏まえ、民生委員・児童委員活動および民児協活動におけるICT活用を推進するとともに、国に対し委員活動環境の基盤整備等に関する予算要望を行う。

ウ、令和3年度に作成した『地域共生社会に関する民児協活動事例集（仮称）』および「地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動方針（仮称）」を周知・活用を促進し、SDGsや地域

統可能な全国大会のあり方を検討。

③ 全民児連事業の財政のあり方の検討

④ 「被災地民児協支援募金」等による災害被災地への支援

⑤ 改訂版『単位民児協運営の手引き』の冊子を、都道府県・指定都市民児協を通じて単位民児協会長に配付する。

共生社会の実現と民生委員・児童委員活動、民児協活動の関わりについて理解を深める。

②「民生委員制度創設100周年活動強化方策」の推進

ア、「地域版 活動強化方策」作成の更なる普及に向け、単位民児協会長へのアンケートを通して各地の作成状況を把握し、情報共有をすすめる。また、アンケート結果を踏まえて、令和5年度以降の「単位民児協版 活動強化方策」作成推進支援事業の実施について検討する。

イ、令和元年度～令和3年度に実施した「単位民児協版 活動強化方策」作成推進支援事業の成果を都道府県・指定都市民児協に共有し、「地域版 活動強化方策」の作成の推進を図る。

③災害に備える民生委員活動および被災地における民生委員活動、民児協の支援

ア、令和4年に改訂する『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』を周知し、活用をすすめる。

イ、全国大会の活動交流集会や機関紙『ひろば』を通して、被災地でどのような民生委員・児童委員活動が行われているのか、情報収集および活

動状況の共有を行う。

(3)児童委員活動推進部会

①こども家庭庁が設置され、施策の見直しがあっても児童委員、主任児童委員活動が民生委員活動と不可分一体の活動として円滑に行われるよう、課題を検討・整理する。

こども家庭庁設置による制度の見直しなどの動向を注視し、児童委員、主任児童委員活動への影響について検討する。また、必要に応じて児童委員、主任児童委員がこれまでと変わらずに活動できるよう課題を整理する。

②令和3年度より実施している子どもの権利に関する資料・広報ツールの活用の効果や方法、児童委員、主任児童委員活動の環境整備について、継続して検討する。

具体的には、活用状況の中間報告、アンケートの集約、ヒアリング結果をもとに、『児童委員、主任児童委員活動事例集』(仮称)を作成する。

なお事例集は、児童委員、主任児童委員にとって参考となるだけでなく、行政職員や福祉専門職、社会に児童委員、主任児童委員活動をアピールし、理解づくりにつなげる「魅せる」内容とする。

(3)児童委員、主任児童委員向けの研修や資料提供を通じて、子どもの権利を守るために取り組みを推進する。

ア、令和4年度全国児童委員・主任児童委員活動研修会をオンライン形式で開催し、講義動画の配信とオンライン(LIVE)でのグループ討議を実施する。

イ、『児童委員、主任児童委員活動事例集』(仮称)を作成する。

②で作成する『児童委員、主任児童委員活動事例集』(仮称)に替える。

また、令和5年度以降の活動事例等資料の内容と提供方法を検討する。

ウ、全民児連ホームページや機関紙を通じた児童委員、主任児童委員活動に関連する団体の紹介、「児童福祉週間」や「児童虐待防止推進月間」の周知、その他子どもや子育て家庭の支援制度や施策等にかかる情報を提供を行う。

(4)広報・研修部会

①委員活動推進のための環境整備

ア、一斉改選／新任委員期の資料、機関紙・広報誌を発行する。

イ、ホームページを適宜更新する。

ウ、次に記載の②の普及啓発を通して民

生委員・児童委員の活動環境の向上をめざす。

②社会的認知を高め、関心を広げるための普及啓発

- ア、全国の民児協の広報活動支援
イ、広報支援ツールの提供やPRグッズ
の頒布

③研修実施方針の決定

ア、全民児連研修が有用であるよう、提供方式を引き続き検討し、当面の方向性を整理する。集合研修の機会を維持しつつ、参加者の負担軽減も考慮し、動画配信やオンライン参加など、ICTを活用した研修方法も視野に検討する。

イ、国庫補助研修のあり方は引き続き厚生労働省と協議する。

(5) 機関紙編集委員会

民生委員・児童委員活動に必要な国の施策や地域福祉・児童福祉等の動向、全民連の取り組みなどについて機関紙『ひろば』『View』を通じた情報提供の充実を図る。

(6) 人権・同和に関する特別委員会

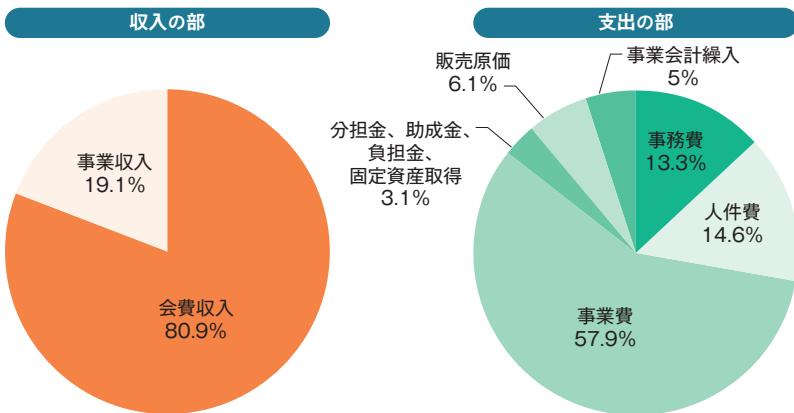
- 『ひろば』を通じた人権課題や関係資料の情報提供（毎月）、全国大会各種研修会等での人権関係資料の配

イ、新任委員向け人権啓発資料「人権課」による理解促進を図る。

令和4年度 全民児連予算の概要

【一般会計】

- 収入は、2億236万7,000円であり、支出は、2億209万3,000円です。
 - 収入支出の内訳は、以下の通りです。



※事務費：組織運営に関する会議開催にかかる旅費等の経費や通信費、印刷費等の事務所経費

※人件費：事務局職員の人事費

※事業費：各部会・委員会事業やPRグッズ頒布事業、全国大会、各種研修会にかかる経費

【特別会計（運営資金積立および特別事業会計）】

- 不測の事態に備える運営資金、110周年記念事業に向けた資金を積み立てています。

【特別会計（被災地民児協支援募金会計）】

- 全民児連では「被災地民児協支援募金」口座を開設し、任意の募金を常時受け付けています。
 - 令和3年度は、令和3年4月の島根県松江市における大規模火災、令和3年7月豪雨、令和3年8月豪雨で被災した民児協に一次支援金を送金したほか、令和2年7月豪雨で被災された民児協への二次支援金を送金しました。
 - 令和4年度も引き続き募金を受け付け、被災した民児協への支援金・見舞金を送金します。

IV. 資料作成・研修会等の取り組み

(1) 機関紙の作成・発行

- (2)『児童委員、主任児童委員活動事例集』
 (仮称)※『児童委員活動の手引き』に
 替える
- (3)『民生委員・児童委員活動記録』(20
 23年度版)
- (4)民生委員・児童委員関係資料の企画・編
 集協力(全社協出版部発行)
- (5)一斉改選に伴う発行物
- 2.各種会議・研修事業等の実施**
- (1)評議員会・理事会・常設部会の実施・運
 営
- (2)第91回全国民生委員児童委員大会(愛知
 大会)
- (3)全民児連評議員セミナー※第2回評議員
 会と連続日程で開催
- (4)民生委員・児童委員リーダー等への研修会
- (5)児童委員、主任児童委員に対する研修会
- (6)都道府県・指定都市民生委員児童委員協
 議会事務局会議
- (7)生活福祉資金貸付事業に関する会議の推
 進協力

V.その他

- 1.顕彰・慶弔の実施
- 2.国および関係機関・団体との連携、協働
 の促進

令和4年度 全国民生委員互助共励事業 事業計画および予算概要

令和3年度全国民生委員互助共励
 事業 第3回運営委員会において
 承認された令和4年度の事業計
 画・予算の概要を報告します。

- 1.全国民生委員互助共励事業**
- (1)互助事業の実施
- 弔慰、見舞および退任慰労(一斉改
 選)の実施
 - 退任慰労金、配偶者死亡弔慰金改定の
 実施(17頁参照)
- (2)中央共励事業の実施
- ①委員向け参考資料等の作成、配布
 ア・『民生委員・児童委員のひろば』(月
 刊)
 - イ・『民生委員・児童委員必携第67集』
 ウ・『新任民生委員・児童委員の手引き』
 エ・『民生委員・児童委員活動記録』(2
 023年度版)等
- (3)地方共励事業の実施
- ①都道府県・指定都市民児協への助成
 会員の活動に資する事業や単位民児
 協の育成に係る助成の実施
 - ア・相談に関する研修事業への助成
 イ・都道府県・指定都市民児協が指定す
 る民児協の育成への助成
 - ウ・地方共励事業費の助成
- ②研修事業
- ・相談技法に関する研修の支援
 ※研修の方検討は全民児連広報・
 研修部会が所管
 - ③民児協活動強化推進事業
 ア・専門委員会の開催
 イ・令和3年度に助成が決定した事業の
 助成継続(2年目)の審査
 ※令和4年度は一斉改選期であるため
 - ※1都道府県・指定都市あたり5万円
 ※新型コロナウイルス感染状況を踏ま
 え、開催形式・内容の変更などにつ
 いて、令和3年度同様に、助成金額

の範囲内で対応する。

(4) 互助共励事業財政のあり方の検討

- ・令和3年度の継続検討の論点
- ・事務費を中心に、互助共励事業財政のあり方を検討する。

(5) 関係会議の開催

- ① 全国民生委員互助共励事業企画連絡会
議(年2回)
- ② 全国民生委員互助共励事業運営委員会
(年2回)

退任慰労金、配偶者死亡弔慰金の改定

(令和4年3月1日運営委員会決定)

時期	【新】 令和4年12月1日より	【現】 令和4年11月30日まで
退任慰労金	在任3年を越える9年末満3,000円	在任3年以上9年末満3,000円
配偶者死亡弔慰金	会員との婚姻関係にある者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者の死亡 10,000円	会員との婚姻関係にある者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者の死亡 15,000円

令和4年度全国民生委員互助共励事業予算の概要

●収入の部

	当初予算額
(1) 会費収入	443,122,000円
(2) 国庫補助金収入	10,848,000円
(3) 事業収入	0円
(4) 退任慰労積立取崩収入（一斉改選）	299,543,000円
合計額 (A)	753,513,000円

●支出の部

	当初予算額
(1) 人件費支出	12,667,000円
(2) 事務費支出	772,000円
(3) 事業費支出	31,711,000円
(4) 助成金支出	102,847,000円
(5) 給付金支出	380,481,000円
(6) 負担金支出	1,251,000円
(7) 会計区分間繰入金支出	115,492,000円
(8) 民生委員退任慰労金積立支出	80,000,000円
支出計 (B)	725,221,000円

(9) 前期末繰越金 (C)	421,626,000円
(10) 当期末繰越金 (A - B + C)	449,918,000円

当期末 運営資金積立預金（予定）	54,079,407円
当期末 退任慰労積立預金（予定）	539,516,472円

※退任慰労積立金については、全国の委員が一斉に退任した場合に備える引当金としての性格に照らし、毎年度積立を行い、8億円余を常に維持すべきものとしている（3年に1度の一斉改選で約3億円程度を取り崩して退任委員に給付）。

- ③ 公務審査委員会（年4回）
- ④ 専門委員会の開催（年1回）

※民児協活動強化推進事業の継続助成先の審査

2. 民生委員・児童委員活動保険事業

(1) 保険料の負担

全国の委員の一括契約に係る保険料の全額負担を国に要望する。

現在は保険料の2分の1相当額を負担（約9000万円／別途国庫補助あり）している。

(2) 活動中の事故防止のための啓発活動
新型コロナウイルスの感染拡大状況に留意しつつ、保険会社と連携して『事故防止のためのヒント集』を活用し、都道府県・指定都市段階での事故防止のためのセミナーを可能な範囲で開催する。

令和3年度

令和3年秋の勲章・褒章において、現任の民生委員・児童委員から、次の方がたが受章されました。おめでとうございます。

秋の勲章・褒章受章者のご紹介

秋の勲章・褒章受章者（122名）

【功劳概要（主たる功劳の区分）…社会福祉功劳】

勲章受章者

褒章受章者

27
名

21
名

【功労概要（主たる功労の区分）・社会福祉功労以外の功労】

勲章受章者

瑞宝小綬章（6名）	佐藤 吉信さん（宮城県）	筒井 慎一さん（富山県）	嶋田 正己さん（和歌山県）	原田 俊和さん（岡山県）
旭日双光章（5名）	上甲保男さん（愛媛県）	三品恵一さん（仙台市）	奥山裕子さん（大分県）	
瑞宝双光章（31名）	名和勘篤さん（大阪市）	高寺壽さん（大阪府）	矢野壽美子さん（徳島県）	高寺壽さん（大阪府）
旭日単光章（1名）	飛田愛子さん（北海道）	伊藤啓一さん（北海道）	小川清次さん（北海道）	嶋田正己さん（和歌山県）
瑞宝單光章（22名）	山王丸愛子さん（秋田県）	鈴木千代吉さん（秋田県）	伊藤満利子さん（群馬県）	原田俊和さん（岡山県）
旭日单光章（1名）	宮崎徹さん（千葉県）	内山知英さん（新潟県）	川南英信さん（石川県）	嶋田正己さん（和歌山県）
瑞宝單光章（22名）	矢野庚造さん（愛知県）	竹下敬二さん（滋賀県）	川南英信さん（新潟県）	奥山裕子さん（大分県）
旭日単光章（1名）	井下健誠さん（大阪府）	山脇壽治さん（鳥取県）	前田優さん（大阪府）	高寺壽さん（大阪府）
瑞宝單光章（22名）	斎本健次さん（愛媛県）	誠さん（佐賀県）	乾大橋正博さん（福井県）	高寺壽さん（大阪府）
旭日单光章（1名）	中村文夫さん（さいたま市）	浅井清正さん（名古屋市）	北野照正さん（山口県）	高寺壽さん（大阪府）
瑞宝單光章（22名）	増井紘一さん（広島市）	井島誠さん（佐賀県）	名嶋玲子さん（山口県）	高寺壽さん（大阪府）
旭日単光章（1名）	川田壽男さん（高知県）	浅井清正さん（名古屋市）	小野原利幸さん（佐賀県）	高寺壽さん（大阪府）
瑞宝單光章（22名）	阿部修一さん（北海道）	江幡満さん（北海道）	島ちなみみさん（鹿児島県）	高寺壽さん（大阪府）
旭日单光章（1名）	本郷孝見さん（岩手県）	青砥信夫さん（茨城県）	田中竜彦さん（広島市）	高寺壽さん（大阪府）
瑞宝單光章（22名）	井上ひろ子さん（千葉県）	小宮山好豊さん（長野県）	立花長幸さん（北海道）	高寺壽さん（大阪府）
旭日単光章（1名）	迫田一文さん（京都府）	長嶺哲侍さん（奈良県）	伊藤幸雄さん（埼玉県）	高寺壽さん（大阪府）
瑞宝單光章（22名）	山嘉清さん（山口県）	河野一秀さん（大分県）	青山清さん（愛知県）	武藤和夫さん（青森県）
旭日单光章（1名）	伯嘉弘さん（大阪市）	竹内茂幸さん（鹿児島県）	伊藤昭さん（千葉県）	高寺壽さん（大阪府）
瑞宝單光章（22名）	岡田嘉弘さん（大阪市）	河野一秀さん（大分県）	湯浅敏眞さん（和歌山県）	金子昭さん（千葉県）
旭日単光章（1名）	岡田嘉弘さん（大阪市）	井上ひろ子さん（千葉県）	鴨崎正一さん（岡山県）	久さん（京都府）
瑞宝單光章（22名）	岡田嘉弘さん（大阪市）	井上ひろ子さん（千葉県）	中井一郎さん（大阪市）	一さん（岡山県）
旭日单光章（1名）	奥濱哲夫さん（北海道）	田中一秀さん（大分県）	中井一郎さん（大阪市）	久さん（京都府）
瑞宝單光章（22名）	桑畠実さん（沖縄県）	田中一秀さん（大分県）	中井一郎さん（大阪市）	一さん（岡山県）
旭日单光章（1名）	保田哲夫さん（北海道）	田中一秀さん（大分県）	中井一郎さん（大阪市）	久さん（京都府）
瑞宝單光章（22名）	浜田実さん（沖縄県）	田中一秀さん（大分県）	中井一郎さん（大阪市）	一さん（岡山県）
旭日单光章（1名）	森澤美智子さん（埼玉県）	田中一秀さん（大分県）	中井一郎さん（大阪市）	久さん（京都府）
瑞宝單光章（22名）	邊鉄也さん（横浜市）	田中一秀さん（大分県）	中井一郎さん（大阪市）	一さん（岡山県）
旭日单光章（1名）	富田昌彦さん（大阪府）	田中一秀さん（大分県）	中井一郎さん（大阪市）	久さん（京都府）
瑞宝單光章（22名）	前田博一さん（大阪市）	田中一秀さん（大分県）	中井一郎さん（大阪市）	一さん（岡山県）
旭日单光章（1名）	田中一秀さん（大分県）	田中一秀さん（大分県）	中井一郎さん（大阪市）	久さん（京都府）
瑞宝單光章（22名）	宮田幸子さん（沖縄県）	田中一秀さん（大分県）	中井一郎さん（大阪市）	一さん（岡山県）
旭日单光章（1名）	城幸子さん（沖縄県）	田中一秀さん（大分県）	中井一郎さん（大阪市）	久さん（京都府）

褒章受章者

黄綬褒章（2名）	上甲保男さん（愛媛県）
藍綬褒章（7名）	佐藤吉信さん（宮城県）

9名

ほか1名

全民児連の動き

令和4年度 民生委員・児童委員の日 活動強化週間

趣旨

全国民生委員児童委員連合会は、「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」において、全国の民生委員・児童委員が組織的なPR活動を一斉に展開することで、住民や関係機関・団体に民生委員・児童委員の存在や活動を知ってもらい、さらなる理解を得ることをめざします。民生委員・児童委員の存在や活動について地域住民の方がたに周知を図り、理解を深めていただくことは、地域住民との関係づくりや日ごろの見守り、相談活動等を円滑にするうえで重要なことです。

複雑化・複合化する地域の福祉課題に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延により、社会的孤立が深刻化し、問題が潜在化することが懸念されます。そのような環境下では、困ったときの相談役としての民生委員・児童委員の存在を地域住民に認識してもらうことがより一層重要となります。

また、令和4年度は民生委員・児童委員一斉改選の年度です。来期の活動にもつながる取り組みであることを意識し、それぞれの地域でできる効果的な広報活動を考えましょう。

「民生委員・児童委員の日」について

全国民生委員児童委員協議会（当時）は、昭和52年（1977年）に、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とすることを定めました。これは、大正6（1917）年5月12日に岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するものです。

実施期間：令和4年5月12日（木）～18日（水） **一斉取り組み日：令和4年5月15日（日）**

実施主体：単位民生委員児童委員協議会／市区町村民生委員児童委員協議会／

都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会／全国民生委員児童委員連合会

全民児連では、「民生委員・児童委員 PR グッズ」を頒布しています。民生委員・児童委員の日活動強化週間の取り組み等に、ぜひご活用ください。

【顔写真付きオリジナル名刺】

○全民児連ホームページ内専用 Web サイトで受注販売中○

お名前や連絡先や顔写真等の情報を入力し、名刺が簡単に作成できます。直接手渡しするだけでなく、訪問宅へのポスティングにもご活用ください！ ※顔写真は必須ではありません。



【抗菌クリアファイル】

○デザインと仕様を一新したクリアファイルの頒布を開始○

民生委員マークと同じく「幸せのめばえ」を示す四つ葉のクローバーをモチーフにデザインし、年代を問わず地域住民を支える民生委員を表現しました。地域住民に民生委員をPRする際や、関係機関等へ書類を渡す際にぜひご活用ください！



※そのほか PR グッズの詳細・注文は全民児連ホームページをご覧ください。

（ホームページ>民生委員・児童委員／民児協関係者専用ページ

>7. 民生委員・児童委員 PR グッズ）

単位民児協会長のための情報誌 View No.223

- ▶ 発行所：全国民生委員児童委員連合会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
全国社会福祉協議会民生部内
TEL. 03-3581-6747
- ▶ 編集人：佐甲 学
- ▶ 発行日：令和4年3月15日

- ・本誌のタイトル「View (ビュー)」には、民生委員・児童委員活動の「視野」「視点」「展望」といった意味が込められています。
- ・民生委員・児童委員活動のための、営利を目的としない本誌のコピー等は自由です。定例会での研修等に積極的にご活用ください。